令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 大山町社会福祉協議会

活動方針

【信頼】

地域に<u>信頼</u>される社協であるために 何事にも常に誠実である事に努めます。

【笑顔】

<u>笑顔</u>はじける職場から、世代をこえて 温もりがあふれるサービスの提供に努めます。

【安心】

相手の心に寄り添い、<u>安心</u>して暮らせる 福祉の町づくりに努めます。

重点目標

- 1. 安定経営を目指し、全職員が経営意識を持って業務に取り組みます。
- 2. 介護保険及び障がい福祉サービス事業は、令和6年度に報酬改定が行われます。 各事業所が「独立採算」という考えの下、効率的・効果的かつ適切で安定した介護 事業運営に努めます。
- 3. 社会福祉協議会の事業理解に重点を置いた「会員・会費制度」についての理解促進を図ります。
- 4. 地域自主組織、地域福祉関係者、地域住民等と連携協働しながら、大山町の地域 課題解決に取り組みます。
- 5. ふれあい・いきいきサロンの普及並びに自主運営の促進により、小地域での福祉活動が発展するよう取り組みます。
- 6. 災害などの発生に備え、災害ボランティアセンター設置模擬訓練の実施、マニュアルの見直し、関係団体との支援ネットワークの構築等、災害時に迅速に対応できる体制を整備します。

事業実施計画

I 法人運営·地域福祉事業

1. 社会福祉協議会組織の運営

(1)会議の開催

()	理事会の開催	年6回	
2	評議員会の開催	年4回(定時評議員会6月開催)	
3	評議員選任解任委員会	随時	
4	監査会の開催	年1回	
5	担当理事会の開催	総務財務担当理事会 随時	
		事業運営担当理事会 随時	
6	役員研修等の参加・実施	随時	

(2) 法令遵守・危機管理体制の徹底

	法人会計例月検査	毎月1回
2	金庫内部監査	毎月1回
3	事故報告·苦情対応	随時
4	苦情処理第三者委員会	随時

(3) 労務・衛生管理・研修等の開催

		運営会議 毎月1回
	会議の開催	福祉総務部会毎月1回
		虐待防止検討委員会 年1回
		身体拘束適正化検討委員会 年1回
	安全衛生管理等	職員定期健診年1回
2		ストレスチェック実施年1回
		職員健康指導会年1回
	職員研修の実施	・コンプライアンス研修
		·接遇研修
		・介護技術向上等に向けた研修
		·救命救急講習
		・虐待防止に関する研修
3		・身体拘束適正化に関する研修
		・プライバシー保護に関する研修
		・人権研修
		·避難誘導訓練
		·交通安全研修
		・キャリアパス研修

(4) 社協会員・会費制度の周知と加入促進

地域福祉推進の事業費となる社協会費の周知と加入促進に努めます。

- ① | 各自治会を通じた町民への会費制度の説明・加入促進
- ② | 町内外事業所へ訪問し加入促進(新規加入事業所の開拓)

(5) 広報・啓発活動の充実

地域福祉活動の様子や介護、ボランティア活動に関する情報提供、地域福祉活動を推進していく 上で住民等の意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。また、若年層にも福祉や地域に興味を 持ってもらうために SNS 等を利用した情報発信を行ないます。

- ① ホームページの充実
- ② SNS (フェイスブック、インスタグラム) の活用
- ③ 広報紙「ほほえみ」の発行(年4回)
- ④ 社協パンフレットの発行

(6)生計困難者に対する相談支援事業(えんくるり事業)の充実

複合的な生活課題を抱えているにも関わらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間 にあって必要な支援を受けられない等の課題を抱えた方に対する「えんくるり事業」を実施します。

- 。 ・えんくるり事業相談員を配置し、関係機関等と連携しながら支援を行ないます。
 - ・必要に応じて経済的な支援(現物給付)を行ないます。

(7)事業継続計画の運用

事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を基に、災害や事故などで被害を受けても 重要な福祉サービスの提供を中断させることなく、可能な限り早急に再開するための訓練等実施 します。(介護事業所は令和6年度から計画策定義務あり)

- ① │ 社協全職員を対象とした BCP の説明
- ② BCP を基にした訓練
- ③ BCP の見直し及び更新

2. 生活支援体制整備事業の推進(町受託事業)

(1)地域福祉座談会の開催

社協事業の広報および住民理解を図るため、主に集落単位で座談会を開催します。また「支え愛マップ」づくりを通じて地域の支え合いを促進し、災害時にも対応できる地域づくりを推進します。

① | 地域福祉座談会の開催(通年約20集落)

(2) 地域福祉に関する課題解決の支援・推進

高齢者の介護予防・生活支援の基盤整備を進めていくことを目的として、旧町単位に生活支援コーディネーターを配置。協議体活動により地域の福祉課題の現状把握に努めるとともに、地域自主組織等と協働して課題解決及び「通いの場」の開催促進に努めます。

- ① 第2層生活支援コーディネーターを大山地区・名和地区・中山地区に各1名ずつ配置
- ② | 有償ボランティア「ささえあいたい」事業の推進
- ③ | 地域活動車「つな Go(ごう)カー」貸出事業の推進

3. さわやか福祉基金事業の推進(町・県社協補助事業)

(1)小地域福祉ネットワーク活動の推進

「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の活用を促進し、集落内の見守りが必要とされる高齢者世帯等の要援護者に対し、地域住民による安否確認、見守り活動など福祉問題の早期発見や災害等の緊急時の支援体制づくりのための小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

- ① 地域福祉座談会等を通じた「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の促進
- ② 地域自主組織に向けた小地域福祉ネットワーク活動の推進

(2)福祉推進員活動の充実

地域の福祉活動の担い手として、「福祉推進員」の定着と活動の充実を図ります。また、地域福祉 に関する情報の提供、共有化を図る上で各種研修への参加を促進し、福祉のまちづくりの推進役と しての活動の充実を図ります。

- ① 地域福祉推進研修会の開催(年2回 7月頃応用編、2月頃基本編)
- ② | 民生児童委員との連携強化、情報共有、交流の場づくり
- ③ 社協から福祉推進員への情報提供、外部研修の参加促進等

(3)地域見守り事業の推進

地域での見守りが必要だと思われる一人暮らし高齢者、高齢者世帯等を対象に、地域住民による 見守り・安否確認を行ないます。また、町内男性の方を対象に、調理などで集まる場面を創ることで 男性間の交流を図ります。

集落レストラン(会食型給食)

- ・地域ボランティアによる会食事業「集落レストラン」(昼食)を行なうことにより、一人暮らし 高齢者または高齢者世帯等の安否確認や閉じこもり防止、小地域のネットワークづくりの推進を図ります。
- ┙│・町内男性の集まる場の提供として、「男の料理塾」を開催します。

(4) 地域福祉に関する調査活動の推進

地域にある福祉課題の現状把握に努め、社協と地域住民との地域課題共有化を図るための調査 活動を実施します。

- ① | 一人暮らし高齢者等、要援護者の訪問調査(年間約80件)
- ② | 要支援者台帳(カルテ)の整備

(5) ボランティアセンターの充実強化及びボランティア活動の啓発・育成の促進

ボランティア登録者同士の情報交換の拠点、活動支援の中核組織としてのボランティアセンターの基盤強化を図るとともに、ボランティア活動の理解を深めてもらうための啓発活動、研修や交流会等の開催、住民が参加しやすいプログラムの提案や開発に努めます。

(1)	ボランティアに関する相談・登録・斡旋(登録者増に向けた取り組み)
	ボランティア団体等との情報共有・連携
2	・ボランティア連絡協議会の開催(年4回)
	・ボランティア交流会(年1回)
	ボランティア啓発活動
(2)	・ボランティア活動情報の提供(広報紙・パンフレットの作成)
3	・ボランティアポイント制度「ささエール」の実施
	・ボランティアフェスティバルの開催支援
	ボランティア育成・研修事業
	・企業向け手話教室(随時)
4	・ボランティア向け各種研修会(随時)
	・災害救援ボランティア育成研修「地域で学防災(まなぼうさい)」(年1回)
	・各種研修会(県社協主催等)の参加促進

(6) 災害時に対応するボランティア活動の支援

自然災害等の発生時に備え、関係機関・団体等の連携・協力により、災害ボランティア活動の 支援体制に向けた取り組みを進めます。

① 災害ボランティアセンター運営訓練の実施(年1回)② 災害ボランティアセンター運営委員会の開催(随時)③ 県社協災害ボランティアセンター設置模擬訓練の参加

(7)福祉教育の推進

学校関係者等との連携、調整を図り、地域における福祉に関するプログラムの提供、開発を進めます。また児童や生徒に学習機会を提供し、地域福祉やボランティアへの関心と理解促進のための各種事業を展開します。

1	福祉教育推進校への活動助成、支援(町内小中学校7校)	
2	福祉教育推進校連絡会の開催(年1回)	
3	夏休みチャレンジスクールの開催(年1回)	
4	車いす体験・高齢者擬似体験などの体験講座の開催(随時)	

(8)福祉大会(福祉功労者表彰式)の開催

多年にわたり社会福祉の発展に功労があった方々の表彰や講演会などの内容で、福祉大会を開催します。

福祉大会(福祉功労者表彰式)の開催

- 社会福祉協議会長表彰
 - ·記念講演会

(9)リユース事業「リテラス」の実施

循環型社会の構築並びに子育て世帯への支援を目的とし、家庭内で不要となった制服や学用 品等(以下リユース品)を寄付していただき、必要とされている方へお譲りします。

① リユース品の受け入れ
② リユース品の保管及び展示
③ 試着を目的とした一時貸出
④ リユース品の譲り渡し
⑤ 寄付者と譲受者の受付及び情報管理
⑥ リユース品の情報管理及び情報公開

4. ふれあいのまちづくり事業の推進(町受託事業)

日常の心配ごと、困りごと、福祉に関する問題等、地域住民の身近な相談所として「心配ごと相談」を開設し、専門機関等と連携し解決に繋げます。専門性の高い相談ごとについて、弁護士による「法律相談」を開設します。

	民生委員による「心配ごと相談」の開設	毎月第2水曜日 午前9時30分~12時
2	弁護士による「法律相談」の開設	毎月第4水曜日 午前9時30分~12時

5. 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携し福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。また、支援に関わる専門員や生活支援員の資質向上のため各種研修会や関係機関の連絡会に参加します。また、利用希望者の判断能力や支援計画の適切さについて協議する独自の内部審査会を設置し、利用者に寄り添った支援を行います。

6. 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の受付及び、貸付後の生活再建を民生児 童委員と連携して支援します。また新型コロナウイルス特例貸付の償還対応として、2名のフォローア ップ支援員を配置。積極的なプッシュ型支援により、生活相談や償還に関する制度説明など、現在も 減収に苦しむ特例貸付借受人のサポートを行ないます。

7. 共同募金活動及び配分金事業の推進

地域福祉活動、ボランティア活動支援のための民間資金として赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動を展開し、幅広い分野での効果的な運用に努めます。

① | 赤い羽根共同募金活動(募金運動期間10月1日~) 歳末たすけあい募金活動(募金運動期間10月1日~) 赤い羽根タクシー券配布事業 ※75歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯等で運転免許が無い、または車等を所 (3) 持しておらず、交通手段の確保が困難な世帯に対し、買い物、通院、その他の支援としてタ クシー初乗り無料券を配布します。 布団クリーニング事業 ※75歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯並びに寝たきり・要介護状態の方がおら **(4)** れる世帯等で、運転免許が無い、または車等を所持しておらず交通手段の確保が困難な 世帯に対し、気持ち良く年末年始を過ごしてもらうために布団のクリーニングを行います。 防災グッズ配布事業 ※75歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、運転免許が無い、または車等を所持 (5) しておらず交通手段の確保が困難な世帯に対し、防災グッズを配布します。 福祉教育推進事業 ※町内の小中学校が企画した地域福祉活動に対し助成支援を行い、地域の福祉推進力の 6 向上を図ります。 共同募金配分金活用助成事業 ※集落やグループ等が自ら企画した地域福祉を推進するための活動に対し助成支援を行 (7) い、地域の福祉推進力の向上を図ります。

8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進(町受託事業)

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや認知症、寝たきりなどの予防のためにも、気軽に集える集落の公民館などで健康体操や会食、レクリエーションなどを行ない、社会参加と生活意欲を高めていくための活動を推進していきます。また、活動の主体となる地域のリーダーを育成し、地域の福祉力向上につなげていきます。

① ふれあい・いきいきサロン活動の普及促進(年間約120ヵ所)
② 「おでかけサロン」の実施 ※外出レクリエーション(買い物等)を追加したサロン
③ ふれあい・いきいきサロン世話人の育成と自主運営の促進
④ ふれあい・いきいきサロン世話人研修会の開催(年2回)

9. 家族介護支援事業(町受託事業)

家族介護者交流事業

① ・要介護1以上の要介護者を在宅で介護されている家族介護者を対象に、交流や日帰り旅 行等を実施し、日ごろの介護疲れの解消と心身のリフレッシュを図ります。(年1回)

10. 外出支援サービス事業 (町受託事業)

要介護状態の高齢者や障がい者で、一般公共交通機関を利用することが困難な方などを対象に、通院のための送迎サービスを実施します。

11. 葬儀用祭壇の貸出

仏式・神式の葬儀用祭壇の貸出を行ないます。(名和支所・中山支所) ※会葬礼状の一部負担(各支所にて対応)

12. 福祉バスの運行(町補助事業)

本所(大山支所)で福祉バスを保有し、地域福祉・ボランティア活動等に運行します。

13.福祉センターの運営管理(町指定管理 ※令和6年度から5か年)

町から指定管理者の指定を受け、保健福祉センターだいせん、福祉センターなかやまの運営管理を行います。町民が気軽に立ち寄ることができるような環境整備に努めます。

14. 福祉団体の活動支援と連携

自主的、自発的な組織運営にむけた福祉団体の活動支援を行うとともに、地域ネットワーク活動の担い手としての促進を図ります。

(1)	大山町老人クラブ連合会および各支部の事務と活動支援
2	老人クラブの友愛活動と連携した小地域見守り活動の推進
3	大山町身体障がい者福祉協会の事務と活動支援
4	大山町手をつなぐ育成会の事務と活動支援
(5)	西伯郡身体障がい者福祉協会の事務と活動支援

Ⅱ 生活困窮者自立支援事業(県受託事業)

I. 自立相談支援事業(必須事業)

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、行政や NPO 法人等の関係機関と連携して 生活状況の改善をサポートします。長期的な支援が必要な相談者には個別の自立支援プランを 作成し、様々な制度を活用しながら解決に向けた支援を行ないます。

2. 就労準備支援事業(任意事業)

ひきこもり、疾病、障がい等により早期の就労が困難な方に対し居場所や就労体験の場を提供し、 自立を意識し段階的支援に取組みます。一人一人にあった個別プログラムや集団プログラムを提案 し、地域の事業所等とも連携して体験場所の充実に努めます。

3. 家計相談支援事業(任意事業)

定期的な面談により相談者の家計意識を高め、家計計画表やキャッシュフロー表などのツールを活用しながら、家計管理スキルの向上及び早期の生活再建を目指します。

4. 子どもの学習支援事業(任意事業)

様々な家庭環境により学習習慣が身についていない児童生徒等を対象に、子供たち一人ひとりの状況を配慮した「個別支援型の学習支援」に取り組みます。学校・行政・家庭と連携を密にし「負の連鎖」を防止するためにも、学習だけでなく日常的な生活習慣に対しても寄り添った支援に努めます。

5. 食料緊急支援事業(フードパートナー事業) ※独自事業

食べるものが無い、食料を買うお金が無いなど、緊急的な食料支援が必要な方に対し、地域住民 等の協力を得て一時的な食料支援を行なうことにより、当事者の生活をサポートします。

Ⅲ 介護保険事業及び障がい福祉サービス事業

1.居宅介護支援だいせん

	利用者の想いや意欲を大切にして、本人そして家族も含めて「その人らしい
I.支援方針	暮らし」ができるよう自立支援・重度化防止を念頭に置いたケアプランを作成
	します。
	24時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員を配置。緊急及び困難事
2.特徴	例にも対応し、質の高いケアマネジメントを行ないます。
	・ケアマネージャー 常勤職員4名
3. 事業目標	一人あたりの平均担当ケース 30件
4. 業務改善等	・居宅部会の開催(毎週1回)
4. 未伤以苦守	・ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
5. 専門性向上	・計画的な研修会の企画、参加
2. 台门压问工	・町内居宅事業所との合同研修会の開催
	・サービス担当者会議の開催(随時)
6. 関係機関連携	・地域ケア会議への参加(随時)
0. [关]] 於[茂] 关[连] 芳	・医療等関係機関でのカンファレンス参加
	・地域包括支援センターとの連携

2. 訪問介護だいせん

支援訪問介護だいせん※障がい福祉サービス

	(訪問介護)
	介護を必要とする利用者が、住み慣れた家で介助を受けて自分らしく生活
	できるよう「生活の質の向上」「自立支援」を基本的な目的とし、身体介護・生
I.支援方針	活援助等の質の高い介護サービスの提供に努めます。
	(支援訪問介護)
	障がい者が、健康的かつ精神的に安定した日常生活を営むことができるよ
	う、利用者の置かれている環境を理解し、身体介護や生活援助等を行います。
2.特徴	・5割以上の職員が介護福祉士資格を取得しております。
2. 行取	·職員数7名(常勤職員3名、非常勤職員4名)
3. 事業目標	(介護·総合事業)訪問月間利用者数:50名
3. 争采日悰 	(障がい福祉サービス)訪問月間利用者数:10名
4. 業務改善等	・ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
4. 未伤以苦节	・各種マニュアルの見直し
	・訪問編成の見直し
5. 業務効率向上	・請求事務の効率化
	・訪問介護計画及び訪問介護記録の効率化
6. 専門性向上	・計画的研修会への参加
0. 每口压问工	・事業所内勉強会の実施
	・サービス担当者会議 (随時)
7. 関係機関連携	・地域ケア会議(随時)
	・医療関係機関でのカンファレンス参加

3. 通所介護だいせん

支援通所介護だいせん※障がい福祉サービス

	(通所介護)
	要介護及び要支援利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることが
	できるよう食事や入浴、日常生活上の支援を行います。又、機能訓練を実施
1 十坪十41	し、利用者の心身機能の向上と家族の負担軽減を図ります。
I.支援方針 	(支援通所介護)
	障がいのある利用者が食事・入浴等の介護を受け、日常動作訓練を実施
	し、機能向上のための支援を行います。また通所介護事業(介護保険事業)と
	一体的に運営する事により、高齢者と障がい者の交流にもつなげていきます。
2.特徴	・5割の職員が介護福祉士資格を取得しております。
2. 行政	·職員数14名(常勤職員5名、非常勤職員9名)
3. 事業目標	一日あたりの平均利用者数31名
4. 業務改善等	・ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
4. 未扮以苦守	・各種マニュアルの見直し
	・業務分担の見直し及び適正化
5. 業務効率向上	・請求事務の効率化
	・通所介護計画及び介護記録の効率化
6. 専門性向上	・計画的研修会への参加
0. 台门压问工	・事業所内研修会の実施
	・サービス担当者会議(随時)
	・地域ケア会議(随時)
7. 関係機関連携	・医療関係機関でのカンファレンス参加
	・運営推進会議の開催(年2回)
	・鳥取大学医学部学生実習生受け入れ

4. 地域密着型通所介護ほほえみ

	要介護及び要支援利用者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を
1.支援方針	送ることができるよう食事や入浴、日常生活上の支援を行います。又、機能訓
	練を実施し、利用者の心身機能の向上と家族の負担軽減を図ります。
	・少人数で家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごすことができます。
2.特徴	・5割以上の職員が介護福祉士資格を取得しております。
	·職員数9名(常勤職員2名、非常勤職員7名)
3. 事業目標	一日あたりの平均利用者数17名
	・ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
4. 業務改善等	・各種マニュアルの見直し
	・「にやりホット」の活用による職場内・利用者間のコミュニケーションの改善
	・業務分担の見直し及び適正化
5. 業務効率向上	・請求事務の効率化
	・通所介護計画及び介護記録の効率化
6. 専門性向上	・計画的研修会への参加、伝達講習の実施
0. 导门性问工	・事業所内研修会の実施
	・サービス担当者会議(随時)
7. 関係機関連携	・地域ケア会議(随時)
/ . 关	・医療関係機関でのカンファレンス参加
	・運営推進会議の開催(年2回)
•	

5. サポートセンターだいせん※指定(特定·一般)相談支援事業·指定障害児相談支援事業

	(特定相談・障害児相談支援事業)
	アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービスが提供される体制
	を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方
	針、生活全般の解決すべき課題など必要な情報提供や助言を行います。ま
1 + 55 + 51	た、関係機関と連携を図りながらインフォーマルな支援を含めたサービス等
I.支援方針 	利用計画を作成し、利用者が安心して自立に向けた生活が送れるよう支援
	します。
	(一般相談支援事業)
	障害のある人が、地域において自立した生活又は、社会生活を営むことが
	できるよう一般相談を実施していきます。
2.特徴	・常勤の相談支援専門員を2名配置し、質の高い支援を実施しています。
2. 行取	(強度行動障害支援者養成、精神障害者地域移行支援者研修修了者を配置)
	・障害児者を含め100名程度の計画相談が担当できるよう新規ケースや困
	難ケースを積極的に受け入れます。
3. 支援目標	・『大山町障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業』に取り組み、
3. 又没口惊	新規獲得を目指します。
	・相談支援技術のスキルアップに努め、質の高い、信頼される事業所となるよ
	う努めます。
4. 専門性向上	・計画的研修会への参加
	·個別支援会議(随時)
	·鳥取県西部障害者自立支援協議会(年2回程度)
5. 関係機関連携	・相談支援の充実を図るための連絡会(毎月)
	・支援センター連絡会(毎月)
	·大山町相談支援連絡会(年6回)